

# ～山口支部からのお知らせ～



令和元年11月

## 保険医療機関等の皆様へ

### 再審査等請求書（取下げ）の提出について（お願い）

医療機関等からレセプトの取下げを申し出される際に、再審査等請求書を提出していただいておりますが、**当月請求分**のレセプトの取下げを申し出される場合は、同月内処理においてレセプトを返戻させていただくために、**20日まで**に提出いただきますようご協力をお願いいたします。

#### 【本件に関する問合せ先】

社会保険診療報酬支払基金山口支部 審査業務第1課第2係

ダイヤルイン番号：083-922-5223（内線）220・221

支払基金山口支部へのお電話は、便利なダイヤルインで！！

ダイヤルイン電話番号 083-922-5223

ダイヤルインは、上記電話番号に続いて内線番号を押すだけで、直接担当者に繋がる便利な機能です。ガイダンスが流れている間に操作できますので、待ち時間が短縮できます。

内線番号は、担当者とお電話の際などにお問い合わせいただくか、「[照会等窓口のご案内](#)」でご確認いただきますようお願いいたします。



ダイヤルイン番号 083-922-5223 → 音声ガイダンス → 内線番号(数字3桁)

## 福祉医療費助成制度に係る

### 受給対象者のレセプト表示について(お願い)

レセプト電算処理システムの場合は、摘要欄の上部に（福）の表示（記録）をお願いします。

また、紙レセプトの場合は、医科及び調剤は保険医療機関（薬局）の所在地及び名称の右側空白部分等、歯科は摘要欄に 福 表示をお願いします。

### 保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーションの皆様へ

当座口振込通知書の紛失による再発行依頼等、お問い合わせの多い様式を掲載しておりますので、用途に応じてご活用ください。

※ご使用になりたい様式をクリックしていただくと、該当の様式及び作成要領等をご覧になります。

[「当座口振込通知書再発行依頼書」](#)

#### 【本件に関する問合せ先】

社会保険診療報酬支払基金山口支部 管理課 管理係

ダイヤルイン番号：083-922-5223（内線）121・120

FAX：083-925-7193

## 返戻レセプトの再請求について

- ① 現在、返戻レセプト及び再審査返戻レセプト（以下「返戻レセプト」という。）につきましては、紙レセプトに返戻付せん又は再審査等請求内訳票（以下「添付書」という。）を添付し返戻しております。
  - ② この返戻レセプトは添付書に記載してある事項を確認いただき、新規作成することなく返戻レセプト原本を訂正し、添付書を添付のうえ再請求をお願いします。  
※ オンライン又は電子媒体（CD 等）で請求されている保険医療機関の方は、国民健康保険団体連合会から返戻されたレセプトを社会保険診療報酬支払基金に請求する場合には、電子レセプトによる請求をお願いします。
  - ③ また、オンライン請求をされている保険医療機関（薬局）の方は、オンライン請求システムより、返戻レセプトのデータ（CSV形式）も併せて配信しておりますので、再請求される場合は、紙の返戻レセプトでの再請求又は配信された返戻レセプトのデータ（CSV形式）での再請求が可能となります。
  - ④ なお、再請求の際は、紙とデータ（CSV形式）の返戻レセプトの重複請求にご注意ください。
  - ⑤ **国民健康保険団体連合会から返戻されたレセプトを社会保険診療報酬支払基金へ再請求する場合、一次請求として新たに電子レセプトを作成の上、ご請求ください。**
- ※ 返戻レセプトのデータ（CSV形式）での再請求の場合は、保険医療機関等で使用されているレセコンに再請求ファイルを作成できる仕組みが必要となりますのでレセコン業者にご確認ください。

### 【本件に関する問合せ先】

社会保険診療報酬支払基金 山口支部 管理課 管理係

ダイヤルイン番号：083 - 922 - 5223（内線）102・120・121

支払基金ホームページ：<https://www.ssk.or.jp/>

## 特定健診・特定保健指導機関の皆様へ

届出内容に変更があった場合は「変更届」の提出をお願いします。

医療機関において特定健診・特定保健指導を開始される場合は、支払基金山口支部へ「特定健診・特定保健指導機関届」を提出していただき、登録を行っております。この登録されたデータは、支払基金のホームページに反映され、全国の特定健診・特定保健指導機関を検索するために皆様が利用されています。

しかしながら、届出内容に変更があった場合も「特定健診・特定保健指導機関変更届」の提出が必要となりますが、届出が提出されないため、登録内容の更新ができないことから、最新の情報をホームページ上で利用者の皆様へ提供できなくなります。特に、特定保健指導の実施を中止される場合の届出がされていない場合が多く見受けられます。

このことから、届出内容に変更があった際は、「特定健診・特定保健指導機関変更届」の提出をお願いいたします。

なお、特定健診・特定保健指導機関の届出内容の変更があった場合に届出が必要となる事項並びに情報提供される事項は以下のとおりとなります。

また、特定健診・特定保健指導機関を辞退される場合にも「特定健診・特定保健指導機関廃止届」の提出が必要となりますので併せてお願いいたします。

### 公開情報

- ① 機関の種別 特定健診機関・特定保健指導機関
- ② 名称 ③ 所在地・郵便番号・電話番号

### 非公開情報（請求・支払のために必要となる情報）

- ⑥ 開設者名 ⑦ 請求者名 ⑧ 受領者名
- ⑨ 振込銀行・口座名義人 ⑩ 請求形態（電子媒体・オンライン）

※ 登録情報の確認が必要な場合は支払基金山口支部にお問合せください。

#### 【本件に関する問合せ先】

社会保険診療報酬支払基金山口支部 管理課 管理係

ダイヤルイン番号：083-922-5223（内線）120・121

FAX：083-925-7193

## 参考 1 「特定健診・特定保健指導機関変更届」

(特-様式第3号)

### 特定健診・特定保健指導機関変更届

基金に届け出た内容のうち変更欄にチェックを入れた項目について変更し、下記のとおり届けます。

社会保険診療報酬支払基金 \_\_\_\_\_ 支部長 殿 令和 年 月 日

届出者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

変更 <input type="checkbox"/>	① 特定健診・特定保健指導機関コード					変更 <input type="checkbox"/>	機関の種別	<input type="checkbox"/> 特定健診機関	<input type="checkbox"/> 特定保健指導機関	
変更 <input type="checkbox"/>	② 名称									
変更 <input type="checkbox"/>	③ 所在地	郵便番号	〒		電話番号	-				
変更 <input type="checkbox"/>	④ ホームページアドレス	URL								
変更 <input type="checkbox"/>	⑥ 開設者名								⑤ 経 営 主 体 変 更 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 国立病院・国立療養所・官公立・その他の公的 <input type="checkbox"/> 大学病院(国立・公立・私立) <input type="checkbox"/> 独立行政法人国立病院機構 <input type="checkbox"/> 医療法人・社会福祉法人 <input type="checkbox"/> その他の法人・個人
変更 <input type="checkbox"/>	⑦ 請求者名									<input type="checkbox"/> 官公立・その他の公的・医療法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人・その他の法人 <input type="checkbox"/> 個人
変更 <input type="checkbox"/>	⑧ 受領者名									<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 健診・保健指導機関 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人・財団法人・NPO・株式会社 <input type="checkbox"/> その他の法人・個人 <input type="checkbox"/> その他
変更 <input type="checkbox"/>	⑨ 振込銀行	銀行	_____		支店	_____		科目		口座番号
変更 <input type="checkbox"/>	口座名義人								* 整理印	* 受付印
変更 <input type="checkbox"/>	⑩ 請求形態	<input type="checkbox"/> ア 電子媒体 (CD-R) <input type="checkbox"/> イ 電子媒体 (FD) <input type="checkbox"/> ウ 電子媒体 (MO) <input type="checkbox"/> エ オンライン							登録	確認
(備考)										

※ 1 本届の内容のうち、①から⑩の事項については基金のホームページ上で公開いたします。 A 4 (210×297)  
 2 本届の内容のうち、個人情報に該当する事項については、社会保険診療報酬支払基金の業務に用いるものであり、個人情報保護法第16条第3項に定める場合のほか、本人の同意なくして他の利用目的に使用することはありません。  
 3 本届においてJIS第一、二水準以外の文字で記入されている場合は、JIS第一、二水準に置き換えて登録を行いホームページ上に公開いたします。  
 4 「請求形態」欄をオンラインに変更する場合は、別途「電子情報処理組織の使用に関する届出」及び「電子証明書発行依頼書」の提出が必要となります。

## 参考 2 「特定健診・特定保健指導機関廃止届」

(特-様式第4号)

### 特定健診・特定保健指導機関廃止届

特定健診・特定保健指導機関の廃止について、下記のとおり届けます。

社会保険診療報酬支払基金 \_\_\_\_\_ 支部長 殿 令和 年 月 日

届出者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

廃止 <input type="checkbox"/>	① 特定健診・特定保健指導機関コード					機関の種別	<input type="checkbox"/> ア 特定健診機関	<input type="checkbox"/> イ 特定保健指導機関	
廃止 <input type="checkbox"/>	② 名称								
廃止 <input type="checkbox"/>	③ 所在地	郵便番号	〒		電話番号	-			
廃止理由							* 整理印	* 受付印	
							登録	確認	

作成要領

- 届出者が法人の場合は代表者から、その他の場合は開設者から届け出願います。
- 「廃止年月日」欄は、廃止した日付を記入してください。
- 「廃止理由」欄は、廃止となった理由を簡潔に記入してください。
- \*印欄は記入しないでください。

A 4 (210×297)

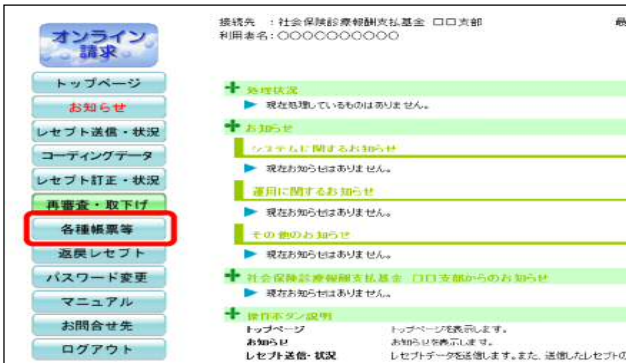


# オンライン請求をされている保険医療機関・保険薬局の皆様へ

## 振込額明細データのダウンロード方法について（お知らせ）

オンライン請求システムでは、当座口振込通知書などの振込額明細データをCSVまたはExcel形式のファイルでダウンロードすることができます。（支払基金のみ。）

当月の診療（調剤）報酬の振込額を毎月、15日頃に提供させていただいております。



1. 画面左の【各種帳票等】ボタンをクリックします。

【各種帳票等】ボタンの下に、【増減点連絡書】・【返戻内訳書】・【振込額明細】ボタンが表示されます。



2. 【振込額明細】ボタンをクリックします。

振込額明細データダウンロード

過去3か月の振込額明細データのダウンロードができます。  
振込額明細データのExcel版を作成する場合は作成ボタンをクリックして下さい。

最新状況に更新

XXXX/5/20 12:00 現在

項番	処理年月	ダウンロード日	ダウンロード	
			CSVファイル	Excelファイル
1	平成XX年4月	未ダウンロード	<b>ダウンロード</b>	作成
2	平成XX年3月	XXXX/4/20 12:00	ダウンロード	ダウンロード
3	平成XX年2月	XXXX/3/20 12:00	ダウンロード	ダウンロード

ダウンロード日欄には、ダウンロードボタンをクリックした最新の日時が表示されます。

3. ダウンロードする処理年月の、「CSVファイル」欄または「Excelファイル」欄の【ダウンロード】ボタンをクリックします。

※ Excelファイルについては【作成】ボタンをクリック後、数秒後に【最新状況に更新】をクリックしていただき、【ダウンロード】してください。

※ 処理年月は支払基金に請求した年月です。令和XX年4月は令和XX年4月請求分（3月診療（調剤）分）データです。

詳細については、オンライン請求システム操作手順書【運用】編＜医療機関・薬局用＞「8 各種帳票等をダウンロードする」をご参照ください。

オンライン請求操作手順書は、オンライン請求システム→マニュアルに掲載しております。

本件に関する問合せ先

社会保険診療報酬支払基金 山口支部 管理課 管理係

ダイヤル番号：083-922-5223（内線）120・121